

## 「定住促進奨励金」のお知らせ

町への移住・定住を促進し、人口の増加と町の活性化を図るため、住宅を新築、建替えまたは購入した方に奨励金を交付します。

### ■対象者

町の住民基本台帳に登録され、平成31年4月1日以降に居住するための住宅を新築、建替え、または購入された方※空き家など中古住宅を購入した場合も該当します。※コモンパーク上毛彩葉分譲宅地に新築した場合は該当しません。

※町税などに滞納がある場合や過去にこの奨励金の交付を受けたことがある方は対象となりません。

### ■奨励金の額

区分	対象	奨励金の額
住宅	居住用の部分(店舗兼用住宅の場合は店舗部分を除きます)	固定資産税相当額 (新築軽減がなされている場合は軽減後の額) ※共有名義の場合は居住(同居)している方名義の分が該当します
土地	対象住宅が建築された土地で330m <sup>2</sup> まで (対象者または同居される方名義の土地に限ります)	

●申請・問い合わせ先 企画情報課 企画情報係 TEL 72-3112(内線122)

## 国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

令和2年4月分から令和3年3月分までの国民年金保険料は月額16,540円です

保険料は、日本年金機構から送付される納付書により、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアで納めることができます。

また、クレジットカードやインターネットなどをを利用しての納付、そして便利でお得な口座振替もあります。

未納のまま放置されると、強制徴収の手続きによって督促を行い、指定された期限までに納付が無い場合は、延滞金が課されるだけではなく、納付義務のある方の財産が差し押さえられることがありますので、早めの納付をお願いします。

※納付義務者は被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者及び世帯主です。

所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、保険料が免除・猶予される制度があります。詳しくはお近くの年金事務所または住民課住民福祉係へお問い合わせください。

●問い合わせ先  
小倉南年金事務所 TEL 093-471-8873  
住民課 住民福祉係 TEL 72-3116(内線143)



## 「創業促進支援事業助成金」のお知らせ

## 「創業促進支援事業助成金」のお知らせ

### ~上毛町で創業される方を応援します~

町内で、創業する方を対象に、改修工事費や備品購入費など創業に係る費用を助成する「上毛町創業促進支援事業助成金」の受付を行なっています。飲食店や美容院など幅広い業種を対象としていますので、創業を考えている方はご相談ください。

※創業とは以下のいずれかに該当する場合です。

- ・事業を営んでいない個人が新たに事業を開始する場合
- ・事業を営んでいない個人が新たに法人を設立し事業を開始する場合
- ・中小企業者(個人・法人)が新たな分野で主たる事業を開始する場合



### 対象者

#### 町内で新たに創業を行う方で次の要件すべてに該当する方

- ①町税などの滞納がない方  
(法人にあっては法人及び法人の代表者)
- ②町内に事業所などを設置しているまたは設置しようとしている方
- ③創業に必要な資金について金融機関などからの融資を受けることが決定している方  
(事業計画書が金融機関の融資審査において認められる事業)
- ④許認可などを必要とする業種の創業については、開業までに当該許認可などを受ける方
- ⑤5年以上継続して町内で営業する意志があり、上毛町商工会の会員となる方
- ⑥町民でない方が個人で創業する場合は、開業後3年以内に町内に住民登録を行い、継続して居住する意志がある方

### 対象事業

創業に必要な資金を金融機関などから融資を受けて実施する事業が対象となります。

助成金の申請を考えている方は、融資を受ける前にご相談ください。

### 助成金の額

対象経費(申請書類など作成費、店舗・事務所などに係る土地、建物購入費、店舗など改修工事費、備品など購入費【1件の金額が3万円以上のもの】、借損料費、広報費など)の2分の1以内で、かつ、金融機関などからの融資額の2分の1以内(限度額200万円)

### 受付期間

申請は随時受け付けを行っています。ただし、助成金の総額が予算額に達した時点で受付を終了します。

※その他、要件などがありますので詳しくは下記までお問い合わせください。

## 「令和2年度 林地等崩壊対策事業補助金」のお知らせ

町では、令和2年度の林地等崩壊対策事業補助金の受付を行っています。

### ■補助対象事業

宅地などに隣接する林地などが崩壊、または崩壊する恐れのある箇所において宅地などの所有者が崩壊対策工事を実施する場合  
※他人の土地に工事を実施する場合は土地所有者の承諾が必要です。

### ■補助対象者 町税に滞納のない方

### ■補助対象工事などの種類及び補助金額

・崩壊に伴う復旧工事(崩土撤去など)  
・崩壊防止対策工事(法面保護など)  
工事費の1/2以内ただし50万円を上限とする。  
※補助対象工事に要する経費が5万円に満たない場合は補助金の交付は行いません。  
※延長を分割するなど複数年にわたり補助を受けることはできません。

### ■受付期間

申請は随時受け付けを行っています。ただし、補助金の総額が予算額に達した時点で受付を終了します。

### ■注意点

補助を受けようとする方は必ず工事着工前に補助金の申請をしてください。着工後の申請は対象になりません。また、施工業者との契約、施工管理などは申請者の方が責任をもって行っていただく必要があります。

### ■問い合わせ先

建設課 土木係 TEL 72-3159(内線191)



## 「本社機能移転促進助成金」新設のお知らせ

町内へ本社機能の移転または事業の拠点の移転をする方を対象に、改修工事費や備品購入費など移転に係る費用を助成する「上毛町本社機能移転促進助成金」を新設しましたので、本社機能の移転を考えている方はご相談ください。

### 対象者

#### 町内へ本社機能の移転または事業の拠点の移転を行う方で次の要件すべてに該当する方

- ①助成金申請時において3年以上継続して事業を行っている事業者で、本社機能移転後、上毛町内において、5年以上継続して営業する意志がある方
- ②国税、都道府県税及び市町村税などの滞納がない方
- ③本社機能の移転に際し、法人は速やかに本店登記の変更を行い、個人事業主に関しては上毛町内への住所移転を3年以内に行う方
- ④上毛町商工会の会員となる方

### 対象事業

経営の安定が見られ、事業展開に問題がない事業

- ・法人にあっては、直近二期の決算においていずれかの期で税引き後当期純利益の計上有る事業
- ・個人事業者にあっては、直近二期の決算においていずれかの期で事業所得の計上有る事業

### 助成金の額

対象経費(申請書類など作成費、店舗・事務所などに係る土地、建物購入費、店舗など改修工事費、備品など購入費【1件の金額が3万円以上のもの】、借損料費、広報費など)の2分の1以内(限度額200万円)

### 受付期間

申請は随時受け付けを行っています。ただし、助成金の総額が予算額に達した時点で受付を終了します。

※その他、要件などがありますので詳しくは下記までお問い合わせください。



●問い合わせ先 開発交流推進課 開発交流推進係 TEL 72-3111 (内線233)  
●創業や経営に関するお問い合わせ 上毛町商工会 TEL 72-3195